

森林資源モニタリング調査業務処理要領

1 業務名

森林資源モニタリング調査業務1区（渡島）

2 業務の概要

持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を把握・評価することにより、地域森林計画における森林の整備及び保全に係る基本的な事項等を定めるのに必要な客観的資料を得ることを目的とする。

3 業務の内容

民有林において、蓄積テーブルや施業体系等の見直しのための基礎資料収集を目的として、標準地調査等（立木調査、更新木調査、下層植生及び土壌侵食調査等）を行う。

4 受託者の遵守事項

- （1）受託者は、林野火災その他の災害予防については万全の措置を講ずるものとする。
- （2）受託者は、林内の立木、施設等を損傷しないように留意するものとする。

5 現地調査に当たって

（1）業務処理計画書

受託者は、委託業務の円滑な執行を確保するため、委託契約締結後、速やかに委託業務の作業工程を記載した業務処理計画書（第1号様式）、及び技術者名簿並びに経歴書を北海道水産林務部林務局森林計画課（以下「森林計画課」という。）に提出しなければならない。

（2）事前報告

受託者は、現地調査を実施する際は、森林計画課及びその調査プロットを管轄する（総合）振興局林務課（以下「林務課」という。）へ調査プロット及び予定期間、調査員全員の氏名、移動に使用する車両の車種及びナンバー等を「森林資源モニタリング調査現地調査予定表」（第2号様式）によりFAX等で現地調査開始の1週間前までに連絡することとする。

なお、森林所有者に1週間前までに入林の通知をし、必要に応じて入林許可の申請、林道のゲートの鍵の借受をする。

（3）受託者証明書

現地調査を実施する際は、森林計画課が発行する森林資源モニタリング調査業務受託者証明書の1部を車内の見えやすい所に提示し、1部を携行しなければならない。

なお、受託者は受託者証明書を受領した場合は速やかに受領書（第3号様式）を提出するものとし、返納にあたっては返納書（第3号様式）を添えて受託者証明書を返却するものとする。また、紛失及び破損した場合にあっては、速やかに森林計画課へ報告することとする。

（4）各種法令により行為の制限のある箇所での現地調査

国立公園又は国定公園の特別地域内その他各種法令により行為の制限がある箇所に位置する調査プロットで現地調査を実施する際は、許可申請が必要な場合があるので、当該申請の認可後に行うこととする。

(5) 打合せ等

受託者は、委託業務等を適正かつ円滑に実施するため、森林計画課と常に密接な連絡をとり、必要と認められる時は適宜打合せを実施するものとし、その内容について、その都度、受託者は打合せ簿（第4号様式）に記録し、相互に確認しなければならない。

(6) その他

業務内容で不明な点等があった場合は森林計画課で対応するが、現地調査が円滑に進められるよう、次の事項については調査プロットを管轄する（総合）振興局林務課又は森林室に問い合わせることとする。（別紙1参照）

ア 一般民有林に関すること（林道のゲートや路網状況等）

：該当（総合）振興局林務課

：該当（総合）振興局森林室普及課

イ 道有林に関すること（林道のゲートや路網状況等）

：該当（総合）振興局森林室森林整備課

6 業務の内容

(1) 現地調査

ア 調査箇所数及び位置

① 別紙2「森林資源モニタリング調査箇所数一覧」のとおり

② 別紙3「森林資源モニタリング調査R5発注箇所一覧」のとおり

イ 現地調査の実施期間

森林内の調査のため、おおむね令和5年(2023年)11月20日(月)を期限とする。ただし、大幅に期限を超えるやむを得ない事情が生じた場合は、速やかに森林計画課と協議を行うものとする。

ウ 現地調査の実施体制

専門的な知識を有する者（例：技術士（森林部門、環境部門）、生物分類技能検定1級又は2級、林業普及指導員、林業技士（森林環境部門）、樹木医等の植物調査に係る有資格者、又は、森林内での測樹の職務に一定期間従事した技術者（以下「調査技師」という。）を含む1班2名以上の班体制とし、現地調査を実施するものとする。

なお、技術者の資格区分は、別表に定めるとおりとする。

エ 現地調査の内容

別添「森林資源モニタリング調査現地調査実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）」に基づき現地調査を行うものとする。

(2) 中間報告

ア 受託者は、毎月10日までに前月までの現地調査の進捗状況について森林計画課に報告しなければならない（様式任意）。

イ 森林計画課は、報告を受けた進捗状況について、必要な場合は現地での内容確認を行うことができるものとする。

ウ 現地調査を実施できない箇所がある場合は、別紙4「調査不可能プロット一覧表」により取りまとめ（写真貼付）のうえ、全ての現地調査終了後、速やかに森林計画課へ提出する。

(3) 調査結果取りまとめ

現地調査の結果は、調査プロットごとに実施マニュアルに基づいて調査表に記載する。また調査表各様式の記載内容をエクセル形式の集計用調査表（第5号様式）に取りまとめの上、全

ての調査プロットに係る集計用調査表の記載内容を調査表集計表（第6号様式）に取りまとめる。

(ア) 調査表（各様式は実施マニュアルに添付）

①天然林

- 様式1-1：調査プロット到達経路情報
- 様式1-2：調査プロット到達経路情報（地図）
- 様式1-3：調査プロット到達経路情報（写真）
- 様式2-1：調査プロット情報
- 様式2-2：調査プロット情報（見取り図）
- 様式2-3：調査プロット情報（原点写真）
- 様式2-4：調査プロット情報（プロット内側写真）
- 様式3-1：立木調査表
- 様式3-2：立木調査総括表
- 様式4：更新木調査表
- 様式5：下層植生及び土壌侵食調査表
- 様式6：資料調査表

②人工林

- 様式1-1：調査プロット到達経路情報
- 様式1-2：調査プロット到達経路情報（地図）
- 様式1-3：調査プロット到達経路情報（写真）
- 様式2-1：調査プロット情報
- 様式2-2：調査プロット情報（見取り図）
- 様式2-3：調査プロット情報（原点写真）
- 様式2-4：調査プロット情報（プロット内側写真）
- 様式3-1：立木調査表
- 様式3-2：立木調査総括表
- 様式4：下層植生及び土壌侵食調査表
- 様式5：資料調査表

(イ) 集計用調査表（第5号様式）

調査プロットごとに調査表各様式の記載内容をエクセル形式の集計用調査表に取りまとめること。

(ウ) 調査表集計表（第6号様式）

全ての調査プロットに係る集計用調査表の記載内容を調査表集計表に取りまとめること。

(エ) 記録媒体

調査表及び集計用調査表、調査表集計表は、電子データとしてCD-R等電子媒体に記録すること。

7 実績報告書の提出

受託者は、本業務終了後速やかに、「実績報告書（第7号様式）」及び「6 業務の内容（3）」により取りまとめた、次の成果品（調査表）を森林計画課に提出する。

- (1) 調査表の電子ファイル（CD-R等） 1組
- (2) 調査表の出力表 1部

8 その他

この要領に定める事項以外の内容については、森林計画課と協議のうえ実施すること。

別表

技術者の資格区分

技術者の名称	技術経歴
調査技師	<p>次の各号の一に該当する者で、森林調査業務（測樹）について専門的知識及び技術を有すると認められる者</p> <ol style="list-style-type: none">1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法108条に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者であって、卒業後、森林内での測樹の職務に従事した期間が8年以上ある者2 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した者であって、卒業後、森林内での測樹の職務に従事した期間が13年以上ある者3 学校教育法による高等学校もしくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者であって、卒業後、森林内での測樹の職務に従事した期間が18年以上ある者

別紙 1

一般民有林に関する問い合わせ先

林務課	森林室	市町村
<p>渡島総合振興局林務課 函館市美原4丁目6番16号 TEL0138-47-9472</p> <p>担当：森林整備係長</p>	<p>渡島総合振興局西部森林室 松前郡松前町旭495-9 TEL0139-42-2014</p> <p>担当：主査（普及推進）</p>	<p>松前町・福島町・知内町・ 木古内町</p>
	<p>渡島総合振興局東部森林室 函館市美原4丁目6番16号 TEL0138-83-7302</p> <p>担当：普及推進係長</p>	<p>北斗市・七飯町・鹿部町・ 森町・八雲町・長万部町・ 函館市</p>

道有林に関する問い合わせ先

森林室	市町村
<p>渡島総合振興局西部森林室森林整備課 松前郡松前町旭495-9 TEL0139-46-2525</p> <p>担当：主査（計画）</p>	<p>松前町・福島町・上ノ国町</p>
<p>渡島総合振興局東部森林室森林整備課 函館市美原4丁目6番16号 TEL0138-83-7270</p> <p>担当：主査（計画）</p>	<p>七飯町・鹿部町・函館市</p>

別紙2

森林資源モニタリング調査箇所数一覧

設計番号	計画区	調査区分	一般民有林		道有林※	計
			人工林	天然林		
1区（渡島）	渡島檜山	本調査	6箇所	9箇所	22箇所	37箇所

※道有林の調査地点は天然林のみ

別紙3

森林資源モニタリング調査 R5発注箇所一覧

調査地ID	所在振興局	所在市町村	林班	小班	所有区分	調査区	森林室	調査区分
20101080	01渡島	01松前町	0049	0004	道有林	1区	渡島西部森林室	本調査
20101082	01渡島	01松前町	0062	0001	道有林	1区	渡島西部森林室	本調査
20101086	01渡島	01松前町	0086	0001	道有林	1区	渡島西部森林室	本調査
20101170	01渡島	01松前町	0045	0002	道有林	1区	渡島西部森林室	本調査
20102078	01渡島	02福島町	0010	0006	道有林	1区	渡島西部森林室	本調査
10103225	01渡島	03知内町	0005	0006	一民	1区	渡島西部森林室	本調査
10103226	01渡島	03知内町	0067	0018	一民	1区	渡島西部森林室	本調査
10103227	01渡島	03知内町	0074	0003	一民	1区	渡島西部森林室	本調査
10104228	01渡島	04木古内町	0061	0008	一民	1区	渡島西部森林室	本調査
10104229	01渡島	04木古内町	0080	0011	一民	1区	渡島西部森林室	本調査
10105230	01渡島	05北斗市	0004	0032	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
10105233	01渡島	05北斗市	0085	0018	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
10105234	01渡島	05北斗市	0103	0001	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105036	01渡島	05北斗市	1027	0026	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105038	01渡島	05北斗市	1028	0073	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105039	01渡島	05北斗市	1028	0089	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105040	01渡島	05北斗市	1028	0090	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105041	01渡島	05北斗市	1028	0095	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
90105081	01渡島	05北斗市	0101	0159	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
10119037	01渡島	19函館市	0013	0015	一民	1区	渡島東部森林室	本調査
20119064	01渡島	19函館市	0034	0001	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119066	01渡島	19函館市	0082	0034	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119069	01渡島	19函館市	0099	0005	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119072	01渡島	19函館市	0104	0004	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119073	01渡島	19函館市	0104	0006	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119077	01渡島	19函館市	0110	0019	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119271	01渡島	19函館市	0034	0001	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119272	01渡島	19函館市	0046	0002	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119273	01渡島	19函館市	0047	0002	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119274	01渡島	19函館市	0048	0002	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119275	01渡島	19函館市	0048	0007	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119276	01渡島	19函館市	0062	0013	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119277	01渡島	19函館市	0062	0013	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119278	01渡島	19函館市	0062	0013	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119279	01渡島	19函館市	0088	0004	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119070	01渡島	19函館市	0100	0001	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査
20119071	01渡島	19函館市	0100	0001	道有林	1区	渡島東部森林室	本調査

森林資源モニタリング調査現地調査予定表

水産林務部林務局森林計画課計画樹立係長
 ○○（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係長
 ○○（総合）振興局産業振興部林務課主査（林務）
 ○○森林室森林整備課主査（計画）

} 様

次のとおり、「森林資源モニタリング調査現地調査予定表」を提出します。

年 月 日

実施日	予定時間	I D	調査員		車両ナンバー	備考
		市町村			車種	
月 日	時 分から					
	時 分まで					
月 日	時 分から					
	時 分まで					
月 日	時 分から					
	時 分まで					
月 日	時 分から					
	時 分まで					
月 日	時 分から					
	時 分まで					
月 日	時 分から					
	時 分まで					

- 注 1) 各（総合）振興局（一般民有林）又は管理区（道有林）単位で別葉とし、1 週間単位で作成すること。
- 注 2) 現地調査において携帯電話等の連絡手段を携行する場合は、備考欄に電話番号等を記載すること。
- 注 3) 森林計画課、（総合）振興局産業振興部林務課及び森林室森林整備課に提出後、記載内容に変更があった場合は、速やかに連絡すること。
- 注 4) 職・氏名欄は業務処理責任者の職・氏名を記載すること。

企業名	
所属	
職・氏名	
連絡先	Tel. — —

受領（返納）書

年 月 日

北海道知事 鈴木直道様

住所

受託者

氏名

印

森林資源モニタリング調査業務のため、下記の資料を受領しました(返納します)。

記

1 受領（返納）品

受託者証明書 枚

2 借用期間

自 年 月 日
至 年 月 日

打合せ簿

[確認・指示・承諾・協議]

業務名		業 務 担当員			
受託者名		業務処理 責任者			
協議年月日	年 月 日				
	記載者	内 容			
協 議 事 項		-----			

合 意 事 項		-----			

協議簿最終取交日	年 月 日	協議簿通し番号	No.		

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道知事 鈴木直道様

受託者 住所
氏名

業務名

年 月 日付けで契約した上記委託業務について完了したので、報告します。

記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 成 果 品
- 3 そ の 他 成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。

第5号様式 集計用調査表

予備調査と予備調査

基本情報と様式1-1

調査プロットID	一民・道有林	地域	市町村	林班	小班	調査年月日	調査者		指定座標緯度			指定座標経度			GPS機種	原点までの写真撮影枚数	原点航緯度			原点航経度			プロット設定箇所	プロット位置変更事由	調査の実施可否	到達不可能理由	様式2-1			様式6			
							所属	氏名	緯度(度)	緯度(分)	緯度(秒)	経度(度)	経度(分)	経度(秒)			緯度(度)	緯度(分)	緯度(秒)	経度(度)	経度(分)	経度(秒)					斜面方位	斜面傾斜	局所地形	立木密度	標高	車道からの距離	集落からの距離
0	道有林	0	0	0000	0000	1900/1/0	1900/1/0	1900/1/0	°	分	.00秒	°	分	.00秒	0.00	枚	°	分	.00秒	°	分	.00秒	指定座標から変更				0	°			m	m	m

留意事項
 ・列の追加、削除はしないこと。
 ・6行目をコピーして、第6号様式(調査結果集計表)に貼り付けてください。

(車載用)



森林資源モニタリング調査

身分証明書

森林第 号
令和5年(2023年) 月 日

住所 北海道札幌市中央区南●●条西▲▲丁目

氏名 ○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○

所属 ■■コンサルタント株式会社

上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査をできる者であることを証明する。

事業名 森林資源モニタリング調査業務1区(渡島)

有効期間 自 年 月 日から

至 年 月 日まで

北海道知事 鈴木 直道

森林資源モニタリング調査業務
1区（渡島）

特記仕様書

令和5年度

北海道水産林務部林務局森林計画課

この仕様書は、森林資源モニタリング調査業務処理要領に記載されていない事項を示す特記仕様書である。

- 1 設計書の委託業務内訳書の備考欄に「概数」と記して示した調査箇所数は、推計の概数であり、森林所有者の意向や気象などの自然条件等により、変更（箇所数の増減、調査位置の変更など）が生じる場合があるので、打合せのうえ必要に応じて設計変更をする。
- 2 諸事情により、立木調査及び更新木調査が困難な場合は、打合せのうえ必要に応じて設計変更をする。
- 3 概数に係るものの実施に当たっては、業務担当員と打合せを行い承諾を得て実施すること。